明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○激甚災害が発生したとき等において
あらかじめ締結した契約に基づく金
銭の支払を行うために必要な限度で
行う個人番号の利用に関する内閣府
令（内閣府七四）　二

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律施行規則の一部を改正する命令
（内閣府・総務四）　二

〔省　令〕
○経済産業省生産動態統計調査規則の
一部を改正する省令（経済産業七四）　四
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行規則の一部を改正する省令
（環境四〇）

〔告　示〕
○行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律施行規則第二十条第三号の規定に
基づき内閣総理大臣が定める基準
（内閣府四四七）　五
○行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律施行規則第二十条第四号の規定に
基づき内閣総理大臣が定める措置
（同四四八）　一〇
○行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法
律施行規則第二十一条第三号の規定
に基づき内閣総理大臣が定める基準
（同四四九）　一五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をす
ることができない海外の美術品等を
指定する件（文部科学二〇一）　一五
○生産動態統計調査票の様式を定める
件の一部を改正する件
（経済産業二六九）　一六
○特別管理一般廃棄物及び特別管理産
業廃棄物に係る基準の検定方法の一
部を改正する告示（環境一四〇）　四六
○特別管理一般廃棄物及び特別管理産
業廃棄物の処分又は再生の方法とし
て環境大臣が定める方法の一部を改
正する告示（同一四一）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行規則第一条第二項及び第一条の
二第十三項の規定に基づき環境大臣
が定める方法の一部を改正する告示
（同一四二）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第十五条の四の四第一項の産業廃棄
物の無害化処理に係る認定の申請が
あった件（同一四三、一四四）

〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する
基本計画の変更の公表について
（農林水産省）　四八
産　業
日本工業規格（経済産業省）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本放送協会落札、弁理士登録、日
本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年
金基金解散・清算人就任、農業会議
組織変更（群馬県、神奈川県、香川
県、鹿児島県）関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、
押収物還付関係　六
会社その他
会社決算公告　八